主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人三上英雄の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

被告人の上告趣意書は期間経過後提出されたものであるから、これに対しては判断しない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二四日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	) 川	長名	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官